

柏崎民商会報

16年11月21日

〒九四五〇八二二
新潟県柏崎市穂波町十三番二十二号
TEL (〇二五七) 二三一一九九七 (代)
FAX (〇二五七) 二二一九三〇七

マイナンバー提供依頼が2回目 未記載でも罰則や不利益はない

税務署から年末調整の資料が封書で送られてきました。給料支払報告書（源泉徴収票）はマイナンバー（個人番号）が記載できるようになりました。2017年から税務署が確定申告書等の税務書類に個人番号記載を強く求めています。民商・全商連が9月に行った省庁交渉では、「番号未記載でも書類を受理し、罰則や不利益がない」ことを確認しています。

「県の復興支援課からマイナンバーの提出の2回目の催促がきた」と事務所にお問い合わせが来ています。書面は「不動産の使用料等の支払調書作成事務に利用するため」ご提供いただけない場合、税務当局の指導により管轄税務署への報告義務が発生します」と恫喝しています。早速、県の問い合わせ先・担当者に直接電話し、提供強要と恫喝に抗議し、提供しない旨を伝えました。個人のプライバシーの侵害につながるマイナンバー制度の中止・廃止を求める署名を集めましょう。

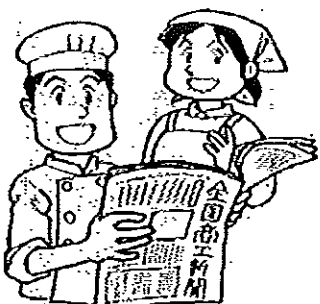


自主記帳・自主計算を強め、 仲間を増やして商売を守る力に

国税通則法の改悪により、人権侵害の税務調査など強権的な徴税攻勢（14日付・商工新聞2面参照）が全国的に強まっています。さらに

記帳の義務化への対応など、民商の「自主記帳・自主計算」の果たす役割や期待も高まっています。10月に、会員さんの紹介で入会した美容業を開業した方も「帳面がきちつとできる」と期待しています。

人権無視の調査や記帳をはじめ滞納や資金繰り等で、一人で悩んでいる業者が多くおり、相談する場所を求めています。年が明けると、本格的な確定申告期になります。民商への声かけを広げ、仲間を増やして、営業と生活を守る力を高めましょう。



「いぬ・ねこ9条カレンダー」のご購入を
今年も愛くるしい表情が見るものの気持ち
を癒してくれる「いぬ・ねこ憲法9条カレン
ダー」を入荷(ウツ面)。料金は1296円。

大腸がん検診は12月3日と4日実施
申込書は、今週の折込チラシ参照下さい。

12月12日が市民税半期分納付期限
従業員を雇っている事業者は市民税等を
徴収し、納付する義務に。半期ずつの特例納
付の方は12月12日が期限。忘れずに納付。



12月の弁護士無料法律相談は6日
予約制ですので、希望者は事務所までご連
絡下さい。